

業務指示書 (小規模)

ベトナム国ホアラック科学技術都市振興事業・誘致戦略【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年4月17日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 笠原 健一郎 Kasahara.Kenichiro@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年4月22日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします

() 協力準備調査。その他先に行われた調査参加コンサルタント

は 構成員にはなりません

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めませぬ。

(○) 以下の要件で、補強を認めませぬ。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めませぬ。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めませぬ。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めませぬ。

() 業務主任者(総括)について補強を認めませぬ。ただし、業務主任者か補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めませぬ。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めませぬ。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査に参加するコンサルタント

からの補強は認めませぬ。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めませぬ。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げませぬ。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めませぬ。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めませぬ。
注6) 通訳団員については、補強を認めませぬ。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めませぬ。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めませぬ。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めませぬ。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めませぬ。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めませぬ。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：産業集積に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は 1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ベトナム及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年4月26日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0045 円 , US\$1 = 94.19 円 , EUR1 = 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/研究開発地区誘致戦略
研究開発機関動向分析

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年5月13日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 貸与資料

機構が貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。また、プロポーザル提出時に必ず返却して下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じからオール紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、間接費及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、間接費及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔旅費〕・〔旅費以外の直接経費（一般業務費、機材購入費など）〕・〔直接人件費〕・〔間接費〕の費目間流用はできない。
- ・増額の必要が生じる場合は、以下の(3)の通り対応する。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、間接費の増減に留意する。同じ業務従事者であっても、国内作業を現地作業へ振り替えることにより旅費が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔旅費〕・〔旅費以外の直接経費（一般業務費、機材購入費など）〕・〔直接人件費〕・〔間接費〕の費目間の流用はできない。〔旅費以外の直接経費（一般業務費、機材購入費など）〕に関しては、状況により費目間の流用は可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

※以下で打合簿によることとなっても〔旅費〕・〔旅費以外の直接経費（一般業務費、機材購入費など）〕・〔直接人件費〕・〔間接費〕の増額が伴う場合には契約変更を行う。

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国ホアラック科学技術都市振興事業・誘致戦略【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	11.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	4.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針の的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価 (本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 総括/研究開発地区誘致戦略	(40.00)	()
イ 類似業務の経験	16.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	4.00	
ハ 語学力	6.00	
ニ 業務主任者としての経験及び評価	8.00	
ホ その他学位、資格等	6.00	
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2)業務管理グループの管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	()
イ 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力	(20.00)	
1) 担当事項: 研究開発機関動向分析	(20.00)	
イ 類似業務の経験	10.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	4.00	
ニ その他 学位、資格等	4.00	
2) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
3) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容等に関する事項

1. 調査の背景

ベトナム国（以下「ベ」国）は、1986年のドイモイ（刷新）政策導入以来、市場経済への移行とともに国際経済との統合を積極的に推進し、2010年に中所得国入り（一人当たりGDPが1,168ドルに到達）したが、引き続き全体目標を2020年までの工業国化と位置づけ、科学技術の向上、生産性の向上を重要課題の一つとして位置づけている。

国際的にも国際競争力・生産性向上の原動力となる科学技術を重要視する国が増えており、競争優位性を持つ分野の科学技術振興を官民が一体となって行う動きが見られるが、「ベ」国においても、特定分野の技術革新、競争力強化を狙いとして、新技術の開発・応用・実用化に向けた産業界・研究機関・教育機関・行政機関間の連携を促進すべく、科学・産業技術集積拠点を整備していくことが今後の課題となっている。

現在、「ベ」国南部のホーチミン市周辺では、ハイテク産業の集積拠点が複数整備されつつあるが、工業団地としての要素が強く、技術革新や国際競争力強化に資するような国レベルの研究開発や人材育成を行う環境は十分に整っていない。

そのような中、ハノイ市内中心部から30kmほど西に位置するホアラック・ハイテクパーク（Hoa Lac Hi-Tech Park：以下「HHTP」）は、国レベルの重要な事業として位置づけられており、2006年にズン首相が訪日した際にも、我が国政府に対して支援要請があった3案件の1つとして日越共同声明「アジアの平和と繁栄のための戦略的なパートナーシップ」の中で言及されている。これを受けて、JICAは「ホアラック科学技術都市振興事業」（2012年3月30日L/A調印）により、「HHTP」の基礎インフラ（道路、上水、下水、電力等）の整備を支援している。またHHTP内には、ハイテク工業団地だけでなく、ハノイ科学技術大学、FPT大学、ベトナム科学技術アカデミー等の研究開発・教育訓練施設の建設が着工されており、国を代表する科学技術の一大拠点都市として、産学官連携の実現が期待されている。

このような状況の中、科学技術省（Ministry of Science and Technology：以下「MOST」）及びホアラック・ハイテクパーク管理委員会（Hoa Lac Hi-Tech Park Management Board：以下「HHTP-MB」）は、2012年2月の首相通知文書により首相から、同国初の科学技術拠点として、特に研究開発地区の開発について、質の高い投資を誘致すべく、優先誘致産業・分野や選定基準を検討すべきとの指示を受けている。そこで、2011年2月に科学技術省内に設立されたHHTPの研究開発地区誘致委員会では、これまで計画策定から円借款によるインフラ整備等の一連の支援を受けている日本に対して、それら支援とも整合する研究開発地区の誘致戦略にかかる技術支援を要請するに至った。

2. 業務の目的

本業務ではHHTPがベトナムにおける科学技術拠点として将来機能することを前提に、研究開発地区に対して質の高い投資を誘致すべく、以下3点にかかる技術支援を実施する。

- ・ HHTPの研究開発地区における優先誘致産業・分野の特定
- ・ 優先誘致産業における投資企業・機関の入居クライテリアの策定
- ・ 研究開発地区の区画割計画（案）の作成

3. 業務対象地域

ハノイ市ホアラック地区

4. 相手国実施機関

科学技術省 (MOST)

ホアラック・ハイテクパーク管理委員会 (HHTP-MB)

5. 業務の範囲

本業務のコンサルタントは「2. 業務の目的」を達成するために、「6. 業務実施上の留意点」に十分に配慮しながら、「7. 業務の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて、「8. 成果品等」を作成し、JICA に対し説明・協議のうえ提出する。

6. 業務実施上の留意点

(1) JICA は現在、「ホアラック科学技術都市振興事業」(円借款) を実施中である。研究開発機能、教育訓練機能等からなる科学・産業技術集積拠点である HHTP の基礎インフラを整備することにより、研究・教育機関の入居拡大、民間投資拡大を図り、もって同国初となる科学技術拠点都市の形成と経済成長促進・国際競争力強化に寄与することを目的としており、今後以下4つのパッケージの調達が実施される予定である。

- ① 基礎インフラ整備：道路整備・拡幅(約35km)、土地造成(約3.5百万m³)、排水網(約39km)、配水管網(約66km)、下水道網(約54km)、配電網(約85km)、通信網(約37km)
- ② 護岸整備(約14km)
- ③ 下水処理施設整備(36,000m³/日)
- ④ 電力施設整備：110/35/22kVの変電所新設(1箇所)

本業務は、同円借款事業によるインフラ整備と方向性を一にするものであり、科学・産業技術集積拠点の形成に向けて特に研究開発地区の投資促進にかかる技術支援を行うものである。また、区画割計画(案)の検討にあたっては、既存の詳細設計の内容を踏まえたものとする。

(2) 本業務の実施にあたっては、ベトナム政府の投資誘致を支援するために計画投資省に派遣されている JICA 専門家(「投資環境整備アドバイザー」)等と適宜情報交換・連携を行なうこと。

7. 業務の内容

(1) 研究開発地区の優先誘致産業・分野の検討にかかる技術支援

1) 以下を含むベトナムにおける科学技術/先端技術にかかる現状の把握・整理を行う。

- (ア) 政策・制度面
- (イ) 関連する経済・社会動向
- (ウ) ベトナムにおける研究開発機関の集積地の動向
- (エ) ベトナム国内のハイテク企業等の動向
- (オ) ベトナム国内で活動する海外の研究機関等の動向

2) 以下を含む HHTP の現状について把握・整理を行う。

- (ア) 関連政策・法令
- (イ) 企業、研究機関の入居動向

(ウ) 投資誘致体制、入居選定基準

(エ) HHTP の研究開発地区に期待される方向性

3) 日本国内及びベトナムにおいて日系企業、JETRO 等から聞き取りを行い、日本の研究機関、日系企業の研究・開発部門のアジアにおける進出動向を整理・分析する。

4) 上記1)、2)、3) ならびに HHTP の将来的な産学官連携、また JICA の支援により策定されたベトナムの 2020 年までの工業化戦略の中で、重点産業として①電気・電子産業、②食品加工産業、③環境・省エネ産業、④造船産業、⑤農業機械産業、が選定されていることに留意し、優先誘致産業・分野の検討を行うこと。なお、優先誘致産業・分野の検討にあたっては事前に JICA とも相談を行うこと。

(2) 投資企業・機関のクライテリア (案) の策定にかかる技術支援

1) 上記(1)の結果を踏まえ、優先誘致産業・分野に該当する企業・研究機関の入居クライテリアの素案を検討する。クライテリアの項目としては現時点で以下を想定している。現在の入居クライテリアも参考に受注者はより適当と考えられる項目を追加・修正したうえで提案すること。なお、現在 HHTP に投資を行う場合に適用されるハイテク基準¹が、投資の阻害要因となっており、その見直しが必要であるとの声も踏まえ、本業務では、その見直しも視野に入れつつ、ベトナム側に対する提言を行っていく必要がある。他方、ハイテク基準が法律により規定されていることから、その改定は困難かつ時間を要することも想定される。したがって、クライテリアの検討にあたっては、①現行のハイテク基準を前提として入居クライテリアを検討するもの、と②ハイテク基準の見直し案を検討し、その検討結果を前提に入居クライテリアを作成するもの、の2案を用意すること。

(ア) 業種・業態

(イ) 事業実績

(ウ) 保有技術のハイテク性・比較優位

(エ) 事業規模

(オ) 従業員数

2) 上記素案につき、相手国実施機関及び JICA と協議を行い、その結果を踏まえ、ベトナム側実施機関とともに最終化を行う。

3) ベトナム、アセアンへの進出を検討している日本の研究機関、日系企業の研究・開発部門を洗い出し、進出にあたっての動機、課題、ボトルネックを取りまとめる。

4) 上記3)を踏まえ、ポテンシャルの高い日本の研究機関、日系企業の研究・開発部門への適切な営業アプローチ・手法について、相手国実施機関に対する技術移転を行う。

(3) 区画割計画 (案) の作成にかかる技術支援

優先誘致産業の検討結果を踏まえ、具体的に研究開発地区の区画割計画案 (縮尺 1/2000) の作成を支援する。作成にあたっては、産業間のシナジー効果、共有設備の利便性等を考慮すること。また、JICA から相手国実施機関に対しては、区画割計画は実需に応じて、柔軟に変更可能なものとするを条件に技術支援することとしている。したがって、将来的に配置図の変更も考慮に入れた計画となるよう配慮すること。

¹ HHTP に入居する企業は、①ハイテク法の第6条に規定する発展奨励ハイテク製品一覧表に記載された製品を生産すること、②ベトナムで実施する連続三年間の平均研究開発費の総額が総売上に対して1%以上であり、第四年目からは毎年1%を上回ること、③ハイテク製品の三年連続平均売上は毎年総売上に60%以上占め、第四年目からは毎年70%以上占めること、④研究開発に従事する大学専科以上の学歴を有する技術職従業員は企業の総従業員数の5%以上を占めること、⑤環境に優しく、省エネルギー措置を適用し、ベトナム技術規準を満たす製品を生産、品質管理を行う (ベトナム技術規準が無い場合、各専業国際機構の規準を適用すること、の全ての要件に合致することが要求されている。

8. 成果品等

(1) 業務実施計画書

提出時期：2013年6月上旬

提出部数：英文10部、和文5部

記載事項：①業務の基本方針、②業務工程、③要員配置計画、④業務実施体制

(2) 業務完了報告書

提出時期：2013年10月下旬

提出部数：英文10部、和文5部

記載事項：以下を含む全業務結果を取りまとめたもの

① HHTPの研究開発地区における優先誘致産業の検討結果

② 優先誘致産業・分野における投資企業・機関の入居クライテリアの検討結果

③ 研究開発地区の区画割計画案(縮尺2000分の1)

なお、上記成果品は簡易製本とし、電子データもあわせて提出すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本業務は2013年6月上旬に国内作業を開始し、6月中旬以降開始される現地業務を経て、2013年10月下旬に業務完了報告書を提出する。変更が必要な部分は、プロポーザルにて具体的な理由とともに提案する。

2. 業務量の目処

合計 8.0MM

3. 業務従事者の構成

本業務には、下記の担当分野の団員を想定している。なお、上記の業務量を超えない範囲において、担当分野の変更・追加または、統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由と共にプロポーザルにて提案すること。

下記に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記してください。

- 1) 総括／研究開発地区誘致戦略：2号
- 2) 研究開発機関動向分析：3号
- 3) 区画割計画

4. 参考資料

【JICA ホームページで以下を含む過去の「HHTP」関連調査の報告書の閲覧が可能】

- ・ ホアラック・ハイテクパーク計画マスタープラン修正調査最終報告書 和文要約
- ・ ホアラック・ハイテクパーク計画フィージビリティスタディ修正調査最終報告書 和文要約
- ・ 「ホアラックハイテクパーク・インフラ建設事業」案件実施支援調査(SAPI)
- ・ ベトナム国 工業団地周辺の居住環境整備調査最終調査報告書

【経済産業省のホームページで「HHTP」の中小企業誘致にかかる報告書の閲覧が可能】

- ・ ホアラック・ハイテクパークにおける中小企業エリア設置に関する調査
(http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2010fy01/0022040.pdf)

5. 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本国大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

6. 対象国の便宜供与

受注者の執務室は、相手国実施機関により、ホアラック・ハイテクパーク内に用意される予定である。

以上